

# 呉市制120周年記念事業協賛イベント取扱要領

企画課

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市制120周年記念事業のうち、協賛イベントの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「協賛イベント」とは、企業等が「呉市制120周年記念事業」等の名義を使用して自主的に実施するイベントで、その趣旨及び目的が記念事業にふさわしいものとして呉市が承認したものをいう。

(申請)

第3条 協賛イベントの承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協賛イベント承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) 事業計画概要書(様式第2号)

(承認)

第4条 市長は、申請書を受理した場合は、その適否を決定し承認すべきものと認めるときは、協賛イベント承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(承認基準)

第5条 協賛イベントは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 多くの市民に宣伝し、多くの市民が参加し、又は見物できるものであること
- (2) 政治、宗教、若しくは思想又は不当な利益を目的としないものであること
- (3) 市のイメージを損なうおそれのないものであること
- (4) イベントを実施する会場等において、公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分講じられていること

2 前項の規定(第1号の規定に限る。)にかかわらず、市長が特に認めたものについては、承認することができる。

(実施期間)

第6条 協賛イベントの実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間とする。

(内容の変更等)

第7条 協賛イベントの内容を変更し、又は中止しようとする者は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、申請書の内容に虚偽があると認めるとき又は協賛イベントが第5条の承認基準に適合しなくなつたと認めるときは、協賛イベントの承認を取り消すことができる。

(特典)

第9条 第4条第1項の規定に承認を受けた者は、協賛イベントの実施及びその宣伝等において、次に掲げる記念事業の名義を使用することができる。

- (1) 呉市制120周年記念事業
- (2) 呉市制120周年記念イベント

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を認めたもの  
(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

協賛イベント承認申請書

令和 年 月 日

呉市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

呉市制120周年記念事業協賛イベントを実施したいので、呉市制120周年記念事業協賛イベント取扱要領第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 協賛イベントの名称 \_\_\_\_\_

2 添付書類

- (1) 事業計画概要書（様式第2号）
- (2) その他

## 事業計画概要書

事業名	
主催	
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで
実施場所	
内容	
参加見込数	
公衆衛生対策 及び安全対策	
その他 特記事項	

協賛イベント承認通知書

呉企企第 号  
令和 年 月 日

様

呉市長

令和 年 月 日付けで申請のあった行事については、呉市制120周年記念事業協賛イベント取扱要領第4条の規定により、次のとおり条件を付して承認することと決定したので通知します。

1 協賛イベントの名称 \_\_\_\_\_

承認条件

- (1) 協賛イベントの内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに呉市長に報告し、その指示に従ってください。
- (2) 協賛イベントが予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従ってください。
- (3) 協賛イベントの申請内容に虚偽があると認めた場合及び承認基準に適合しなくなったと認めた場合は、当該承認を取り消すことがあります。